倫理委員会に関する標準業務手順書

成田赤十字病院

作成日: 令和6年10月1日

目次

1. 総則	. 1
2. 用語の定義	. 1
3. 審議又は確認	. 3
3.1. 審議又は確認	. 3
3.2. 審議又は確認の除外対象	. 4
3.3. 迅速審査	. 4
3.4. 報告事項	. 5
4. 倫理委員会への申請	. 5
4.1. 倫理委員会への申請	. 5
4.1.1. 新規申請(「新規審査/確認依頼書(発表)」以外)	. 5
4.1.2. 新規申請(「新規審査/確認依頼書(発表)」)	. 6
4.1.3. 変更申請	. 6
4.1.4. 提出期限	. 6
4.1.5. 提出方法	. 7
4.1.6. 倫理委員会事務局における対応	. 7
4.1.7. 審議又は確認の結果	
4.2. 倫理審査の外部委託	. 7
4.2.1. 外部倫理審査委員会の適格性の判断	. 7
4.2.2. 外部倫理審査委員会への審査依頼等	. 7
5.特定臨床研究に係る手順	. 7
5.1.総則	. 7
5.2.特定臨床研究の取扱い	. 8
5.2.1.当院職員が多施設共同研究の研究代表医師である場合	. 8
5.2.2.当院が多施設共同研究の参加施設である場合	. 8
5.3.確認の申請	. 8
5.4.利益相反の事実確認	. 8
5.5.倫理委員会による認定臨床研究審査委員会への申請可否の確認	
5.6.結果通知書の発行	. 8
5.7.「臨床研究法における利益相反管理ガイダンス」において提示された様式	. 8
5.7.1.当院職員が多施設共同研究の研究代表医師である場合	. 8
5.7.2.当院が多施設共同研究の参加施設である場合	
5.8.特例対応	. 9
6. 新たに試料・情報を取得し研究機関に提供のみを行う者及び既存試料・情報の提供の	
を行う者に係る手順	. 9

	6.1. 総則	9
	6.2. 倫理委員会への申請	9
	6.2.1. 新規申請	9
	6.2.2. 変更申請	10
	6.2.3. 提出期限	10
	6.2.4. 提出方法	10
	6.2.5. 確認の結果	10
	6.3. 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者の対応	10
	6.3.1. インフォームド・コンセントの確認の手続等	10
	6.3.2. 試料・情報の提供の記録及びその保管	11
	6.3.3. 研究の進捗状況及び有害事象等の報告	11
	6.3.4. 重篤な有害事象が発生した場合の報告	11
7.	実施中に提出する書類	11
8.	終了(中止)時の手順	12
9.	研究実施の際に必要な事項	12
	9.1. 研究者等の基本的責務	12
	9.1.1 研究対象者等への配慮	12
	9.2. 教育・研修	12
	9.2.1. 研究者等、倫理委員会委員及び委員会の事務に従事する者の研修	13
	9.2.2. 研修の受講	13
	9.3. 院長の責務等	13
	9.3.1. 研究に対する総括的な監督	13
	9.3.3. 倫理委員会の指針等への適合	14
	9.4. 研究計画書に関する手続	14
	9.4.1. 研究計画書の作成・変更	14
	9.4.2. 倫理審査委員会への付議	15
	9.4.3. 院長による許可等	16
	9.4.4. 研究の概要の登録	16
	9.4.5. 研究の適正な実施の確保	16
	9.4.6. 研究終了後の対応	16
	9.5. 研究計画書の記載事項	17
	9.6. インフォームド・コンセント等	
	9.6.1. インフォームド・コンセントを受ける手続等	
	9.6.2. 電磁的方法によるインフォームド・コンセントの取得	27
	9.6.3. 試料・情報の提供に関する記録	27
	9.6.4. 研究計画書の変更	27

	9.6.5. 説明事項	28
	9.6.6. 研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置くべき	事
	項	29
	9.6.7. 研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じている状況における研究の耳	效扱
	<i>V</i>	29
	9.6.8. インフォームド・コンセントの手続等の簡略化	30
	9.6.9.同意の撤回等	30
	9.7. 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等	31
	9.7.1. 代諾の要件等	31
	9.7.2. インフォームド・アセントを得る場合の手続等	32
	9.8. 研究により得られた結果等の取扱い	32
	9.8.1. 研究により得られた結果等の説明に係る手続等	32
	9.8.2. 研究に係る相談実施体制等	33
	9.9. 研究の信頼性確保	33
	9.9.1. 研究の倫理的妥当性及び科学的合理性の確保等	33
	9.9.2. 研究の進捗状況の管理・監督及び有害事象等の把握・報告	34
	9.9.3. 大臣への報告等	34
	9.10. 利益相反の管理	34
	9.11. 研究に係る試料及び情報等の保管	35
	9.12. モニタリング及び監査	36
1	10. 研究における安全性情報の取り扱い	36
	10.1. 目的	36
	10.2. 研究者等の対応	36
	10.3. 研究責任者の対応	36
	10.4. 安全性情報の報告手順	37
	10.4.1. 当院で発生した重篤な有害事象に関する報告	37
	10.4.2. 当院以外の共同研究機関で発生した重篤な有害事象の報告	37
	10.5. 重篤な有害事象の当局報告	37
]	11. 研究に関する個人情報保護	
	11.1. 目的	37
	11.2. 個人情報等の保護等	37
	11.2.1. 個人情報等の取扱い	37
1	12. その他	38
	12.1. 経過措置	38
[祔則:	38

1. 総則

本手順書は、成田赤十字病院院長が設置する倫理審査委員会である、成田赤十字病院倫理 委員会(以下、「倫理委員会」という。)において審査又は確認される、医療行為上などの 倫理的事項、人を対象とした臨床研究を行う際の手順等について、臨床研究法、倫理指針等 の関連法規及び成田赤十字病院倫理委員会規程に基づいて適正かつ円滑に行われるよう、 定めるものである。

本手順書の記載事項に関わるすべての関係者はヘルシンキ宣言の倫理的原則に則り、臨 床研究法、倫理指針及びその他関連法規を十分理解し、成田赤十字病院倫理委員会規程、 本手順書、関連法規等及び各ガイドライン等を遵守するものとする。

2. 用語の定義

本手順書における用語を以下のように定める。

用語及び手順	定義				
指針	「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年3月23日:改正含				
	む)を指す。				
人を対象とする生	人を対象として、次のア又はイを目的として実施される活動をいう。(以下、単に「研				
命科学・医学系研	究」という。)				
究	ア次の①、②、③又は④を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復				
	若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること。				
	① 傷病の成因(健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を				
	与える要因を含む。)の理解				
	② 病態の理解				
	③ 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証				
	④ 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証				
	イ 人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子				
/ 3 英国	の変異又は発現に関する知識を得ること。				
侵襲	研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等に				
	よって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。				
	侵襲のうち、研究対象者の身体又は精神に生じる傷害又は負担が小さいものを「軽微な				
	侵襲」という。 研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因(健康の保持増進につな				
介入					
	がる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む。)の 有無又は程度を制御する行為(通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施				
	有無人は性度を制御する行為(畑市の診療を超える医療行為にめつて、柳九日的で美施 するものを含む)をいう。				
試料	血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したDNA等、人の体から取得さ				
F-(1-7	れたものであって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む。)をいう。				
研究に用いられる	研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、				
情報	人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの(死者に係るものを				
114 114	含む。)をいう。				
試料・情報	試料及び研究に用いられる情報をいう。				
既存試料・情報	試料・情報のうち、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。				
	①研究計画書が作成されるまでに既に存在する試料・情報				
	②研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該				
	研究計画書の研究に用いられることを目的としていなかったもの				
遺伝情報	試料・情報を用いて実施される研究の過程を通じて得られ、又は既に試料・情報に付随				
	している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。				
研究対象者	次に掲げるいずれかに該当する者(死者を含む。)をいう。				
	①研究を実施される者(研究を実施されることを求められた者を含む。)				

	②研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者			
研究対象者等	研究対象者に加えて、代諾者等を含めたものをいう。			
研究機関	研究が実施される法人若しくは行政機関又は研究を実施する個人事業主をいう。ただし、 試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受け て行われる場合を除く。			
共同研究機関	研究計画書に基づいて共同して研究が実施される研究機関(当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う研究機関を含む。)をいう。			
研究協力機関	研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関以外であって、当該研究のために研究 対象者から新たに試料・情報を取得し(侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う試料の取得は 除く。)、研究機関に提供のみを行う機関をいう。			
試料・情報の収集・ 提供を行う機関	研究機関のうち、試料・情報を研究対象者から取得し、又は他の機関から提供を受けて 保管し、反復継続して他の研究機関に提供を行う業務(以下「収集・提供」という。)を 実施するものをいう。			
学術研究機関等	個人情報保護法 16条第8項に規定する学術研究機関等をいう。			
多機関共同研究 研究者等	一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究をいう。 研究責任者その他の研究の実施(試料・情報の収集・提供を行う機関における業務の実施を含む。)に携わる者をいう。ただし、研究機関に所属する者以外であって、次に掲げるいずれかの者は除く。 ①新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者 ②既存試料・情報の提供のみを行う者			
	③委託を受けて研究に関する業務の一部についてのみ従事する者			
研究責任者	研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者をいう。 研究責任者は、当院の職員とする。(医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師等の医療上の資格を有する者が望ましい。) なお、多機関共同研究に係る場合、必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。			
研究代表者	多機関共同研究を実施する場合に、複数の研究機関の研究責任者を代表する研究責任者 をいう。			
研究分担者	研究分担者は、当院の職員とする。 (医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師等の医療上の資格を有する者が望ましい。)			
研究責任者等	研究責任者、新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者、既存試料・情報の提供のみを行う者を示す。 研究責任者等は当該医療機関における研究等の実施の責任者であり、関係者並びに研究分担者に適確な指導を行うとともに、研究の適正な実施並びに進捗管理を行う。			
倫理委員会	成田赤十字病院倫理委員会を指す。 研究の実施又は継続の適否その他研究に関し必要な事項について、倫理的及び科学的な 観点から調査審議するために設置された合議制の機関をいう。			
インフォームド・コンセント	研究の実施又は継続(試料・情報の取扱いを含む。)に関する研究対象者等の同意であって、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果(リスク及び利益を含む。)等について研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者から十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいてなされるものをいう。			
適切な同意	試料・情報の取得及び利用(提供を含む。)に関する研究対象者等の同意であって、研究対象者等がその同意について判断するために必要な事項が合理的かつ適切な方法によって明示された上でなされたもの(このうち個人情報等については、個人情報保護法における本人の同意を満たすもの)をいう。			
代諾者	生存する研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者がインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者に対してインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる者をいう。			
代諾者等	代諾者に加えて、研究対象者が死者である場合にインフォームド・コンセント又は適切			

	な同意を与えることができる者を含めたものをいう。
インフォームド・	インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される研究対象者が、
アセント	実施又は継続されようとする研究に関して、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説
	明を受け、当該研究を実施又は継続されることを理解し、賛意を表することをいう。
個人情報	個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
IEI/VIA TK	
個人識別符号	個人情報保護法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。
要配慮個人情報	個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。
/= 4 l l+ tp	
仮名加工情報	個人情報保護法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。
匿名加工情報	個人情報保護法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。
個人関連情報	個人情報保護法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
個人情報等	個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
削除情報等	個人情報保護法第41条第2項に規定する削除情報等をいう。
加工方法等情報	個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下
ルトングロサドド	「個人情報保護法施行規則」という。)第35条第1号に規定する加工方法等情報をい
有害事象	実施された研究との因果関係の有無を問わず、研究対象者に生じた全ての好ましくない
	又は意図しない傷病若しくはその徴候(臨床検査値の異常を含む。)をいう。
重篤な有害事象	有害事象のうち、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
	① 死に至るもの
	② 生命を脅かすもの
	③ 治療のための入院又は入院期間の延長が必要となるもの
	④ 永続的又は顕著な障害・機能不全に陥るもの
	⑤ 子孫に先天異常を来すもの
予測できない重篤	重篤な有害事象のうち、研究計画書、インフォームド・コンセントの説明文書等におい
な有害事象	て記載されていないもの又は記載されていてもその性質若しくは重症度が記載内容と一
は行古ず豕	
エーカリンが	致しないものをいう。
モニタリング	研究が適正に行われることを確保するため、研究がどの程度進捗しているか並びに指針
	及び研究計画書に従って行われているかについて、研究責任者が指定した者に行わせる
	調査をいう。
監査	研究結果の信頼性を確保するため、研究が指針及び研究計画書に従って行われたかにつ
	いて、研究責任者が指定した者に行わせる調査をいう。
遺伝カウンセリン	遺伝医学に関する知識及びカウンセリングの技法を用いて、研究対象者等又は研究対象
グ	
	1 右()) 綾右に 女上(- 女話と信報会体を興ける 70716 - 重伝体を由めめてリユー 停ち!
	者の血縁者に対して、対話と情報提供を繰り返しながら、遺伝性疾患をめぐり生じ得る 医学的又は心理的契則類の解消又は経和を見失し、研究対象者等又は研究対象者の血縁
7	医学的又は心理的諸問題の解消又は緩和を目指し、研究対象者等又は研究対象者の血縁
9	

3. 審議又は確認

3.1. 審議又は確認

成田赤十字病院倫理委員会規程第3条に定められた審議又は確認事項は倫理委員会に申請し、審議又は確認を受けなければならない。

3.2. 審議又は確認の除外対象

次に掲げる(1)から(6)までのいずれかに該当する場合は、倫理委員会の審議又は確認の対象としない。

- (1) 法令の規定により実施される研究
- (2) 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究
- (3) 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究
 - ①既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能 な試料・情報
 - ②個人に関する情報に該当しない既存の情報
 - ③既に作成されている匿名加工情報
- (4) 医療従事者の認定(認定医、専門医、指導医、認定看護師等)を目的として患者情報 を使用する場合。
- (5) 5症例未満の後方視的研究。
- (6) 他の医療従事者への情報共有を図るため、当院内の症例検討会、院外の医療従事者 同士の勉強会や関係学会、医療従事者向け専門誌等で個別の症例を報告する場合 (いわゆる症例報告)。

ただし、研究対象者等に個別に研究内容の情報を提供し、拒否の機会を適切に設けること。 なお、研究対象者が既に死亡している場合等、特殊な条件下における研究の実施に際する情報の提供については各診療科(部)の責任の下に留意して対応を行う。

3.3. 迅速審査

倫理委員会は、次に掲げるいずれかの審査又は確認に該当する場合、2名以上の委員による審査又は確認(以下、「迅速審査」という。)に付すことができる。迅速審査の結果は倫理委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査又は確認結果は全ての委員に報告することを要する。

- (1) 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について外部倫理審査委員会の審査 を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の確認
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査又は確認
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査又は確認
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査又は確認
- (5) 5症例以上の後方視的研究
- (6) その他、倫理委員会委員長が認めた事項

なお、「(2)研究計画書の軽微な変更に関する審査又は確認」に該当する事項のうち、「3.4.報告事項」に定めるものについて、報告事項として取り扱うことができる。

3.4. 報告事項

以下に該当する申請は倫理委員会にて報告事項として取り扱う。

- (1)当院に関わらない実施体制等の変更
- (2)当院に関わる変更であって、研究内容等及びその倫理性の判断に影響を及ぼさない 軽微な変更
- (3)その他、倫理委員会委員長が報告とすることが妥当であると判断した事項

4. 倫理委員会への申請

4.1. 倫理委員会への申請

4.1.1. 新規申請(「新規審査/確認依頼書(発表)」以外)

研究責任者等は、次の各号に掲げる様式及び資料を倫理委員会事務局に提出する。

	様式及び資料	様式番号	備考
(1)	新規審査/確認依頼書	様式01-1	_
(2)	利益相反審査依頼書	様式01-3	利益相反の審査を依頼するときのみ提出。
(3)	申請内容概要書	様式02-1,02-	いずれか1種類の様式を選択する。
		2,02-3,02-4	
(4)	他の研究機関への試料・情報	様式03-1	他の研究機関等への試料・情報の提供を予定して
	の提供に関する届出書		いない場合、不要とする。
(5)	他の研究機関への試料・情報	様式03-2	他の研究機関等への試料・情報の提供を予定して
	の提供に関する記録		いない場合、不要とする。
			研究責任者は提供先機関の長に本様式を提出する。
(6)	研究者リスト	様式04	_
(7)	利益相反自己申告書	様式05-1,05-2	利益相反関係を審議する必要性がある場合のみ、申請者及び研究分担者全員分を提出する。 ただし、特定臨床研究を実施する際には「利益相反自己申告書(様式05·1)」に代わり、「利益相反自己申告書(特定臨床研究)(様式05·2)」を提出する。 なお、特定臨床研究実施にあたり必要となる利益相反管理は「臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について(平成30年3月2日医政発0302第1号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知)」における「参考資料:臨床研究法における利益相反管理に関する標準業務手順書」に従う。なお、新たに報告すべき個人的利益が発生した場合には、「利益相反自己申告書(様式05·1)」又は「利益相反自己申告書(特定臨床研究)(様式05·2)」を再度作成し、倫理委員会事務局へ提出する。
(8)	履歴書	参考様式	必要時のみ提出。
(9)	研究計画書		_
(10)	同意説明文書	_	必要時のみ提出。
, -,			原則として、同意書の宛名は「成田赤十字病院院
			長」とする。
(11)	オプトアウト	_	必要時のみ提出。
(12)	「臨床研究法における利益相	_	必要時のみ提出。
	反管理ガイダンス」において		

	様式及び資料	様式番号	備考
	提示された様式C		
(13)	外部倫理審査委員会の適格性 確認資料	_	必要時のみ提出。 標準業務手順書、規定、委員名簿 等。
(14)	その他	_	必要時のみ提出。

4.1.2. 新規申請(「新規審査/確認依頼書(発表)」)

研究責任者は、次の各号に掲げる様式及び資料を倫理委員会事務局に提出する。

審査の際、倫理委員会への研究者の出席は必須としない。

	様式及び資料	様式番号	備考
(1)	新規審査/確認依頼書(発表)	様式01-4	_
(2)	利益相反審査依頼書	様式01-3	利益相反関係を審議する必要性がある場合のみ提出。
(3)	研究者リスト	様式04	_
(4)	利益相反自己申告書	様式05-1	利益相反関係を審議する必要性がある場合のみ、申請 者及び研究分担者全員分を提出する。
(5)	オプトアウト	_	_
(6)	その他	_	必要時のみ提出。

4.1.3. 変更申請

研究責任者等は既に倫理委員会の承認等を得た案件について変更事項が発生した場合、 次の各号に掲げる様式及び資料を倫理委員会事務局に提出する。

	様式及び資料	様式番号	備考
(1)	変更審査/確認依頼書	様式01-2	_
(2)	利益相反審査依頼書	様式01-3	利益相反の審査を依頼するときのみ提出。
(3)	他の研究機関への試料・情報の 提供に関する届出書	様式03-1	必要時のみ提出。
(4)	他の研究機関への試料・情報の 提供に関する記録	様式03-2	必要時のみ提出。
(5)	研究者リスト	様式04	必要時のみ提出。
(6)	利益相反自己申告書	様式05-1,05- 2	必要時のみ提出。
(7)	その他(変更内容を確認するために必要な書類)	_	必要時のみ提出。

4.1.4. 提出期限

提出期限は倫理委員会開催日の2週間前とする。ただし、臨床研究法上の特定臨床研究に該当する研究の申請については原則として倫理委員会開催日の前月末日を申請書類提出期限とする。

4.1.5. 提出方法

原則として、書類一式をメールに添付し倫理委員会事務局へメールで提出する。

倫理委員会メールアドレス: rinri@naritasekijyuji.jp

紙媒体で提出する場合は、必要書類一式を倫理委員会事務局へ提出する。

4.1.6. 倫理委員会事務局における対応

倫理委員会事務局で書類一式に不備がないことを確認した後、事務局より申請者へ出席の 要否を含め連絡する。

倫理委員会事務局は、申請された書類を倫理委員会委員に配付する。

4.1.7. 審議又は確認の結果

研究責任者等は、倫理委員会委員長より発行された、倫理委員会の審議又は確認に基づく、「審査/確認結果通知書」(様式06)及び「実施医療機関における臨床研究等の実施許可願書・通知書」(様式07)を以って院長より研究実施の許可を得る。

研究責任者等は、倫理委員会へ提出した申請書類の控え、「審査/確認結果通知書」(様式 06) 及び「実施医療機関における臨床研究等の実施許可願書・通知書」(様式 07) を保管す る。

4.2. 倫理審査の外部委託

研究責任者は、必要に応じて外部の倫理審査委員会又は認定臨床研究審査委員会(以下、併せて「外部倫理審査委員会」という)に審査を依頼することが出来る。

4.2.1. 外部倫理審査委員会の適格性の判断

研究責任者は、当院が主たる研究機関である研究について外部倫理審査委員会に委託する場合、委託先の外部倫理審査委員会の指針等に関する適格性を確認する。

4.2.2. 外部倫理審査委員会への審査依頼等

研究責任者は、外部倫理審査委員会に審査を依頼する場合は、外部倫理審査委員会の求めに応じて関連する資料の提出等を行う。

5.特定臨床研究に係る手順

5.1.総則

本項では、特定臨床研究に関する業務について、臨床研究法及びその他関連法規に基づいて で適正かつ円滑に行われるよう、その手順を定める。

5.2.特定臨床研究の取扱い

5.2.1. 当院職員が多施設共同研究の研究代表医師である場合

認定臨床研究審査委員会(以下「CRB」という。)に審査申請する特定臨床研究は、事前に倫理委員会に申請しCRBへの申請許可を受けなければならない。

5.2.2.当院が多施設共同研究の参加施設である場合

研究者等の利益相反状況は、CRBへの審査申請に先立ち倫理委員会にて審査することができる。

研究責任者は、CRBの審査結果を以って倫理委員会にて当該特定臨床研究の確認を申請する。

5.3.確認の申請

「4.1.1. 新規申請」「4.1.3. 変更申請」に従い申請する。

5.4.利益相反の事実確認

倫理委員会事務局は、「利益相反自己申告書(特定臨床研究)(様式05-2)」と「臨床研究 法における利益相反管理ガイダンス」において提示された様式Cとの比較を以って、利益 相反の事実確認とし、「臨床研究法における利益相反管理ガイダンス」において提示され た様式Dを作成する。

5.5.倫理委員会による認定臨床研究審査委員会への申請可否の確認

倫理委員会は、研究者等の口頭による説明及び「5.3.確認の申請」で提出された書類を以って、当該研究内容の確認を行う(当該特定臨床研究の倫理性の審査は実施しない)。また、「5.4.利益相反の事実確認」にて作成された「利益相反自己申告書(特定臨床研究) (様式05-2)」を以って、研究者等の利益相反状況の審議を行う。

なお、確認の判定は原則として全会一致をもって決定するよう努める。

5.6.結果通知書の発行

倫理委員会委員長は「審査/確認結果通知書(様式06)」によって、当該研究の倫理委員会による確認結果、又は研究者等の利益相反についての審議結果を研究責任者へ通知する。

5.7.「臨床研究法における利益相反管理ガイダンス」において提示された様式

5.7.1. 当院職員が多施設共同研究の研究代表医師である場合

「臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について (平成30年3月2日医政発0302第 1号 厚生労働省医政局研究開発振興課長通知)」における「参考資料:臨床研究法におけ る利益相反管理に関する標準業務手順書」に従う。

5.7.2. 当院が多施設共同研究の参加施設である場合

倫理委員会事務局は、「審査/確認結果通知書(様式06)」が発行された後、「臨床研究法 における利益相反管理ガイダンス」において提示された様式Dを研究責任者へ送付する。 研究責任者は様式Dの内容を確認した後、様式Eを作成し、研究代表者へ様式Eを送付 する。

5.8.特例対応

以下の条件に合致する研究に限り、「臨床研究法における利益相反管理ガイダンス」において提示された様式Eを倫理委員会による確認に先行して主施設へ仮提出することを可能とする。

ただし、仮提出後速やかに倫理委員会による確認を実施し、倫理委員会による当該研究の確認結果が「問題あり」であった場合、仮提出済みの様式Eは直ちに取り下げるものとする。

- (1)当院が多施設共同研究の参加施設である研究
- (2)その他、倫理委員会委員長が認めた研究
- 6. 新たに試料・情報を取得し研究機関に提供のみを行う者及び既存試料・情報の提供のみ を行う者に係る手順

6.1. 総則

本項では、「新たに試料・情報を取得し研究機関に提供のみを行う者」及び「既存試料・情報の提供のみを行う者」に関する手順を定める。

6.2. 倫理委員会への申請

6.2.1. 新規申請

「新たに試料・情報を取得し研究機関に提供のみを行う者」又は「既存試料・情報の提供のみを行う者」は、次の各号に掲げる様式及び資料を倫理委員会事務局に提出する。

確認の際、倫理委員会への研究者の出席は必須としない。

	様式及び資料	様式番号	備考
(1)	審査/確認依頼書(その他)	様式01-5	_
(2)	他の研究機関への試料・情報の 提供に関する届出書	様式03-1	_
(3)	他の研究機関への試料・情報の 提供に関する記録	様式03-2	_
(4)	研究者リスト	様式04	「新たに試料・情報を取得し研究機関に提供のみを行う者」及び「既存試料・情報の提供のみを行う者」の 研修の受講は必須とはしない。

	様式及び資料	様式番号	備考
(5)	オプトアウト	_	必要時のみ提出。
(6)	その他	_	必要時のみ提出。

6.2.2. 変更申請

「新たに試料・情報を取得し研究機関に提供のみを行う者」又は「既存試料・情報の提供のみを行う者」は、は既に倫理委員会の承認等を得た案件について変更事項が発生した場合、次の各号に掲げる様式及び資料を倫理委員会事務局に提出する。

	様式及び資料	様式番号	備考
(1)	変更審査/確認依頼書	様式01-2	-
(2)	他の研究機関への試料・情報の 提供に関する届出書	様式03-1	必要時のみ提出。
(3)	他の研究機関への試料・情報の 提供に関する記録	様式03-2	必要時のみ提出。
(4)	研究者リスト	様式04	必要時のみ提出。
(5)	その他(変更内容を確認するために必要な書類)		必要時のみ提出。

6.2.3. 提出期限

提出期限は倫理委員会開催日の2週間前の水曜日とする。

6.2.4. 提出方法

「4.1.5. 提出方法」に従い提出する。

6.2.5. 確認の結果

「新たに試料・情報を取得し研究機関に提供のみを行う者」及び「既存試料・情報の提供のみを行う者」は、倫理委員会委員長より発行された、倫理委員会の確認に基づく、

「審査/確認結果通知書」(様式06)及び「実施医療機関における臨床研究等の実施許可願書・通知書」(様式07)を以って院長より研究実施の許可を得る。

研究責任者等は、倫理委員会へ提出した申請書類の控え、「審査/確認結果通知書」(様式 06) 及び「実施医療機関における臨床研究等の実施許可願書・通知書」(様式 07) を保管す る。

6.3. 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者の対応

6.3.1. インフォームド・コンセントの確認の手続等

新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者が、当該研究のために新たに 試料・情報を取得(侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う試料の取得は除く。)し、研究機 関に提供しようとするときは、試料・情報の取得及び提供を行う前に、研究者によって当 該インフォームド・コンセントが適切に取得されたものであることについて確認をする。

6.3.2. 試料・情報の提供の記録及びその保管

新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者は、当該試料・情報の提供に 関する記録を作成し、当該記録に係る当該試料・情報の提供を行った日から3年を経過し た日までの期間保管しなければならない。なお、その提供について、院長に報告するこ と。

6.3.3. 研究の進捗状況及び有害事象等の報告

新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者は、研究の進捗状況及び研究 の実施に伴う有害事象の発生状況について、研究責任者に報告する。

6.3.4. 重篤な有害事象が発生した場合の報告

新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者は、研究対象者に重篤な有害 事象が発生した場合には、研究責任者に速やかに報告しなければならない。

7. 実施中に提出する書類

研究責任者等は倫理委員会で承認又は確認された研究等について、以下に示す様式を随 時倫理委員会事務局に提出し、倫理委員会又は院長に報告する。

様式	様式	備考
light 4	番号	MIN A
定期報告書	様式	研究責任者は、毎年1月(又は研究開始時)より12月までの実施状況に関す
, =,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	08	る「定期報告書」(様式 08) を作成し、倫理委員会及び院長に報告する。なお、
		必要に応じて定期報告書の内容に基づき、試験の継続の適否について倫理委員
		会で審査又は確認を行うことができる。
重篤な有害事象報	様 式	研究責任者等は、院内で発生した全ての重篤な有害事象について、速やかに文
告(医薬品)	09-	書(「重篤な有害事象報告(医薬品)」(様式 09-1)、「重篤な有害事象(医療機器)
	1,09-	又は不具合報告書」(様式 09-2)、「詳細記載用書式」(様式 09-3))を作成し、
重篤な有害事象(医	2,09-	倫理委員会に意見を聴いた上で院長に報告する。
療機器)又は不具合	3	
報告書		
詳細記載用書式		
予測できない重篤	様 式	研究責任者等は、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行う
な有害事象報告	09-4	ものの実施において予測できない重篤な有害事象が発生し、当該研究との直接
		の因果関係が否定できない場合に「予測できない重篤な有害事象報告(様式
		09-4)」を作成する。研究責任者は、院長に報告した上で速やかに、対応の状
		況及び結果を大臣(厚生労働大臣に限る。)に報告し、公表する。
不適合・逸脱報告書	様 式	研究者等は、研究の実施の適正性又は研究結果の信頼を損なう又はそのおそれ
	10	がある事実を知り、又は情報を得た場合には、速やかに「不適合・逸脱報告書
		(様式10)」により研究責任者又は研究機関の長に報告しなければならない。
モニタリング・監査	様 式	モニタリング・監査を実施する者は「モニタリング・監査申込書」(様式 13-
申込書	13-1	1)を作成し、倫理委員会事務局を通じて院長に申請する。
モニタリング・監査	様 式	1)モニタリングを実施する者は、モニタリング結果を研究責任者に報告する。

様式	様式 番号	備考
報告書	13-2	研究責任者はモニタリングを受けた結果について「モニタリング・監査報告書」 (様式 13·2)を以って院長に報告する。 2)監査を実施する者は、当該監査の結果を研究責任者及び院長に報告する。研 究責任者は監査を受けた結果について「モニタリング・監査報告書」(様式 13- 2)を作成し、倫理委員会事務局へ提出する。

8. 終了(中止)時の手順

研究責任者等は倫理委員会で承認又は確認された研究について、以下に示す手順により 終了(中止)時の対応を行う。

様式	様式 番号	備考
終了(中止・中 断)報告書	様式11	研究責任者等は、研究を終了(中止の場合を含む。)した際は、3ヶ月以内に「終了(中止・中断)報告書」(様式11)を作成し、倫理委員会及び院長に報告する。
結果の発表に関す る報告書	様式12	研究責任者は、研究終了後速やかにデータを集計・解析し、結果を総括報告書 又は論文等にまとめ、「結果の発表に関する報告書」(様式 12)に添付して倫理 委員会事務局を通じて院長に報告する。なお、介入を行う研究を終了した場合 には速やかに jRCT 等の公開データベースに登録する。

9. 研究実施の際に必要な事項

- 9.1. 研究者等の基本的責務
 - 9.1.1 研究対象者等への配慮
 - (1)研究者等は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。
 - (2)研究者等は、法令、指針等を遵守し、当該研究の実施について倫理委員会の審査及び院長の許可を受けた研究計画書に従って、適正に研究を実施しなければならない。
 - (3)研究者等は、研究を実施するに当たっては、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。
 - (4) 研究者等は、研究対象者等及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等(以下「相談等」という。) に適切かつ迅速に対応しなければならない。
 - (5) 研究者等は、研究の実施に携わる上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。
 - (6)研究者等は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、当該地域住民等の固有の特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究対象者等及び当該地域住民等を対象に、研究の内容及び意義について説明し、研究に対する理解を得るよう努めなければならない。

9.2. 教育·研修

成田赤十字病院倫理委員会規程第3条第1項3号(臨床研究等に係る倫理的事項)に携わる研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識

及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、 教育・研修を受けなければならない。

なお、成田赤十字病院倫理委員会規程第3条第1項1号(当院医療に係る倫理的事項)、同2号(医薬品の保険適応外使用、未承認薬使用及び院内製剤使用に係る倫理的事項)の実施に先立っての教育・研修の受講は必須としない。また、同4号(委員会が必要と認めた事項)の実施に先立っての教育・研修の受講の要否は倫理委員会または倫理委員会委員長が判断する。

9.2.1. 研究者等、倫理委員会委員及び委員会の事務に従事する者の研修

研究に携わるもの (研究者等、倫理委員会委員及び委員会の事務に従事する者) は、「9.2.2. 研修の受講」記載の研修を 1 年度内に 1 回以上受講更新することとし、受講記録及び研修内容の写しを倫理委員会に提出する。

研究責任者は、該当者の受講歴について「研究者リスト」(様式04)に記載する。

9.2.2. 研修の受講

研究の申請に際し、研究者等全員の下記研修の受講が必要であり、申請時に下記提出書類を提出する。

研究者等及び倫理委員会委員の研修については、以下を利用するものと定める。

1)該当研修

- (1)ICRweb (https://www.icrweb.jp/icr index.php)
- (2)その他、倫理委員会にて適当であると認められた教育及び研修

ただし、(2)の教育及び研修の場合、妥当性を倫理委員会委員長又は倫理委員会にて判断する。

2)提出書類

- (1)修了証の写し(又は修了証に該当するもの)
- (2)『該当研修(2)』受講の場合は研修内容の写し

※すでに提出済みの研究者は提出不要とする。

9.3. 院長の責務等

- 9.3.1. 研究に対する総括的な監督
- (1)院長は、実施を許可した研究が適正に実施されるよう、必要な監督を行うことについての責任を負うものとする。
- (2)院長は、当該研究が指針及び研究計画書に従い、適正に実施されていることを必要に応じて確認するとともに、研究の適正な実施を確保するために必要な措置をとらなければならない。
- (3)院長は、研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究

を実施することを周知徹底しなければならない。

(4)院長は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

- 9.3.2.研究の実施のための体制・規程の整備等(1)院長は、研究を適正に実施するために必要な体制・規程(試料・情報の取扱いに関する事項を含む。)を整備しなければならない。
- (2)院長は、当院において実施される研究に関連して研究対象者に健康被害が生じた場合、これに対する補償その他の必要な措置が適切に講じられることを確保しなければならない。
- (3) 院長は、当該研究機関において実施される研究の内容に応じて、研究の実施に関する情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置かれることを確保しなければならない。
- (4)院長は、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じた上で、研究結果等、研究に関する情報が適切に公表されることを確保しなければならない。
- (5)院長は、当院における研究が指針等に適合していることについて、必要に応じ、自ら点検及び評価を行い、その結果に基づき適切な対応をとらなければならない。
- (6)院長は、倫理委員会が行う調査に協力しなければならない。
- (7)院長は、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を当院の研究者等が受けることを確保するための措置を講じなければならない。また、自らもこれらの教育・研修を受けなければならない。
- (8) 院長は、当院において定められた規程により、指針等に定める権限又は事務を当院内の適当な者に委任することができる。

9.3.3. 倫理委員会の指針等への適合

院長は、倫理委員会の組織及び運営が関連法規等に適合していることについて、大臣等が実施する調査に協力するものとする。

また院長は、当院における研究が指針等に適合していることについて、必要に応じ、点 検及び評価を行い、その結果に基づき適切な対応をとるものとする。その際、「臨床研究 法・倫理指針 適合性チェックシート」(様式14)を使用してもよい。

9.4. 研究計画書に関する手続

9.4.1. 研究計画書の作成・変更

(1)研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を作成しなければならない。また、研究計画書の内容と異なる研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を変更しなければならない。なお、9.5.②に掲げる事項について同意を受けた既存試料・情報を用いて研究を実施しようとする場合であって、当該同意を受けた範囲内における

研究の内容(提供先等を含む。)が特定されたときは、当該研究の内容に係る研究計画書の作成又は変更を行わなければならない。

- (2)研究責任者は、(1)の研究計画書の作成又は変更に当たっては、研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保されるよう考慮しなければならない。また、研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益を総合的に評価するとともに、負担及びリスクを最小化する対策を講じなければならない。
- (3)多機関共同研究を実施する研究責任者は、当該多機関共同研究として実施する研究に係る業務を代表するため、当該研究責任者の中から、研究代表者を選任しなければならない。
- (4)研究代表者は、多機関共同研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究責任者の役割及び責任を明確にした上で一の研究計画書を作成又は変更しなければならない。
- (5)研究責任者は、研究に関する業務の一部について委託しようとする場合には、当該委託業務の内容を定めた上で研究計画書を作成又は変更しなければならない。
- (6)研究責任者は、研究に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、文書又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)により契約を締結するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (7)研究責任者は、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって通常の診療を超える医療行為を伴うものを実施しようとする場合には、当該研究に関連して研究対象者に生じた健康被害に対する補償を行うために、あらかじめ、保険への加入その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

9.4.2. 倫理審査委員会への付議

- (1)研究責任者は、研究の実施の適否について、倫理審査委員会の意見を聴かなければならない。
- (2)研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の倫理審査委員会による一括した審査を求めなければならない。
- (3)研究責任者は、倫理審査委員会に意見を聴いた後に、その結果及び当該倫理審査委員会に提出した書類、その他院長が求める書類を院長に提出し、当院における当該研究の実施について、許可を受けなければならない。
- (4)(1)から(3)までの規定にかかわらず、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に研究を実施する必要があると判断される場合には、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴く前に院長の許可のみをもって研究を実施することができる。この場合において、研究責任者は、許可後遅滞なく倫理審査委員会の意見を聴くものとし、倫理審査委員会が研究の停止若しくは中止又は研究計画書の変更をすべきである旨の意見を述べたときは、当該意見を尊重し、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更するなど適切な対応をとらなければならない。

(5)研究責任者は、多機関共同研究について(2)の規定によらず個別の倫理審査委員会の意見を聴く場合には、共同研究機関における研究の実施の許可、他の倫理審査委員会における審査結果及び当該研究の進捗に関する状況等の審査に必要な情報についても当該倫理審査委員会へ提供しなければならない。

9.4.3. 院長による許可等

- (1)院長は、研究責任者から研究の実施の許可を求められたときは、倫理審査委員会の意見を尊重しつつ、当該研究の実施の許可又は不許可その他研究に関し必要な措置について決定しなければならない。この場合において、院長は、倫理審査委員会が研究の実施について不適当である旨の意見を述べたときには、当該研究の実施を許可してはならない。
- (2)院長は、当院において行われている研究の継続に影響を与えると考えられる事実を知り、 又は情報を得た場合には、必要に応じて速やかに、研究の停止、原因の究明等の適切な対応 をとらなければならない。
- (3)院長は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう若しくはそのおそれのある事実を知り、又は情報を得た場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

9.4.4. 研究の概要の登録

- (1)研究責任者は、介入を行う研究について、厚生労働省が整備するデータベース(Japan Registry of Clinical Trials: jRCT)等の公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新しなければならない。また、それ以外の研究についても当該研究の概要をその研究の実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて更新するよう努めなければならない。
- (2)(1)の登録において、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として、倫理審査委員会の意見を受けて院長が許可したものについては、この限りでない。

9.4.5. 研究の適正な実施の確保

- (1)研究責任者は、研究計画書に従って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該研究の実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。
- (2)研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

9.4.6. 研究終了後の対応

具体的な手順及び使用する様式等は「8. 終了(中止)時の手順」参照のこと。

(1)研究責任者は、研究を終了(中止の場合を含む。以下同じ。)したときは、その旨及び研究

結果の概要を文書又は電磁的方法により遅滞なく倫理審査委員会及び院長に報告しなければならない。

(2)研究責任者は、研究を終了したときは、遅滞なく、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じた上で、当該研究の結果を公表しなければならない。また、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものについて、結果の最終の公表を行ったときは、遅滞なく院長へ報告しなければならない。

(3)研究責任者は、介入を行う研究を終了したときは、9.4.4.(1)で当該研究の概要を登録した公開データベースに遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。また、それ以外の研究についても当該研究の結果の登録に努めなければならない。

(4)研究責任者は、通常の診療を超える医療行為を伴う研究を実施した場合には、当該研究を 終了した後においても、研究対象者が当該研究の結果により得られた最善の予防、診断及び 治療を受けることができるよう努めなければならない。

9.5. 研究計画書の記載事項

(1)研究計画書((2)の場合を除く。)に記載すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて院長が許可した事項については、この限りでない。

- ① 研究の名称
- ② 研究の実施体制(全ての研究機関及び研究協力機関の名称、研究者等の氏名並びに既存試料・情報の提供のみを行う者の氏名及び所属する機関の名称を含む。))
- ③ 研究の目的及び意義
- ④ 研究の方法及び期間
- ⑤ 研究対象者の選定方針
- ⑥ 研究の科学的合理性の根拠
- ⑦ 9.6.1.によるインフォームド・コンセントを受ける手続等(インフォームド・コンセントを受ける場合には、同規定による説明及び同意に関する事項を含む。)
- ⑧ 個人情報等の取扱い (加工する場合にはその方法、仮名加工情報又は匿名加工情報を作成する場合にはその旨を含む。)
- ⑨ 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに 当該負担及びリスクを最小化する対策
- ⑩ 試料・情報(研究に用いられる情報に係る資料を含む。)の保管及び廃棄の方法
- ① 研究機関の長への報告内容及び方法
- ② 研究の資金源その他の研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益その他の研究者 等の研究に係る利益相反に関する状況
- ③ 研究に関する情報公開の方法
- ⑭ 研究により得られた結果等の取扱い

- ⑤ 研究対象者等及びその関係者が研究に係る相談を行うことができる体制及び相談窓口 (遺伝カウンセリングを含む。)
- ⑩ 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、9.7.の規定による手続(9.6.1.及び 9.7.の規定による代諾者等の選定方針並びに説明及び同意に関する事項を含む。)
- ① インフォームド・アセントを得る場合には、9.7.の規定による手続(説明に関する事項を含む。)
- ® 9.6.8.の規定による研究を実施しようとする場合には、同規定に掲げる全ての要件を満たしていることについて判断する方法
- ⑩ 研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
- ② 侵襲を伴う研究の場合には、重篤な有害事象が発生した際の対応
- ② 侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及び その内容
- ② 通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、研究対象者への研究実施後における医療の提供に関する対応
- ② 研究に関する業務の一部を委託する場合には、当該業務内容及び委託先の監督方法
- ② 研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨、同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される研究及び提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法
- ⑤ 9.12.の規定によるモニタリング及び監査を実施する場合には、その実施体制及び実施手順
- (2)試料・情報の収集・提供を実施する場合の研究計画書に記載すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて院長が許可した事項については、この限りでない。
 - ①試料・情報の収集・提供の実施体制(試料・情報の収集・提供を行う機関の名称及び研究者等の氏名を含む。)
 - ②試料・情報の収集・提供の目的及び意義
 - ③試料・情報の収集・提供の方法及び期間
 - ④収集・提供を行う試料・情報の種類
 - ⑤9.6.1.の規定によるインフォームド・コンセントを受ける手続等(インフォームド・コンセントを受ける場合には、同規定による説明及び同意に関する事項を含む。)
 - ⑥個人情報等の取扱い(加工する場合にはその方法、仮名加工情報又は匿名加工情報を作成する場合にはその旨を含む。)
 - ⑦研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに

当該負担及びリスクを最小化する対策

- ⑧試料・情報の保管及び品質管理の方法
- ⑨収集・提供終了後の試料・情報の取扱い
- ⑩試料・情報の収集・提供の資金源等、試料・情報の収集・提供を行う機関の収集・提供に 係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の収集・提供に係る利益相反に関する状況
- ①研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応
- ②研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
- ③研究により得られた結果等の取扱い
- ④研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では 特定されない将来の研究のために他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨、 同意を受ける時点において想定される内容並びに提供先となる研究機関に関する情報を研 究対象者等が確認する方法

9.6. インフォームド・コンセント等

9.6.1. インフォームド・コンセントを受ける手続等

研究者等が研究を実施しようとするとき又は既存試料・情報の提供のみを行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、当該研究の実施について院長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、それぞれ次の(1)から(5)までの手続に従って、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けるとともに、外国(個人情報保護委員会が個人情報保護法施行規則第15条第1項各号のいずれにも該当する外国として定めるものを除く。以下同じ。)にある者に提供する場合にあっては、(1)、(3)又は(4)の手続によるほか、(6)の手続に従わなければならない。ただし、法令の規定により既存試料・情報を提供する場合又は既存試料・情報の提供を受ける場合については、この限りでない。

(1)新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合

研究者等は、次のア又はイの手続を行わなければならない。

なお、研究者等は、研究協力機関を介して当該研究のために新たに試料・情報を取得する 場合においても、自らア又はイの手続を行う必要がある。また、研究協力機関においては、 当該手続が行われていることを確認しなければならない。

ア 侵襲を伴う研究

研究者等は、9.6.5.の規定による説明事項を記載した文書により、インフォームド・コンセントを受けなければならない。

イ 侵襲を伴わない研究

(ア)介入を行う研究

研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、 文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、9.6.5.の規定による説明事項 について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた 同意の内容に関する記録を作成しなければならない。

(4) 介入を行わない研究

①試料を用いる研究

研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、 文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、9.6.5.の規定による説明事項 について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた 同意の内容に関する記録を作成しなければならない。

②試料を用いない研究

(i) 要配慮個人情報を取得する場合

研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、原則として研究対象者等の適切な同意を受けなければならない。ただし、研究が実施又は継続されることについて研究対象者等が拒否できる機会が保障される場合であって、9.6.8.(1)①から③までに掲げる要件を満たし、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、9.6.8.(2)の規定による適切な措置を講ずることによって、要配慮個人情報を取得し、利用することができる。

- a 学術研究機関等に該当する研究機関が学術研究目的で当該要配慮個人情報を取得する 必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合
- b 研究機関が当該要配慮個人情報を取得して研究を実施しようとすることに特段の理由 がある場合で、研究対象者等からインフォームド・コンセント及び適切な同意を受けること が困難である場合

(ii)(i)以外の場合

研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセント及び適切な同意を受けることを要しないが、インフォームド・コンセント及び適切な同意のいずれも受けない場合には、当該研究の実施について、9.6.6.①から⑪までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない(ただし、研究に用いられる情報(要配慮個人情報を除く。)を共同研究機関へ提供する場合は、(3)イを準用する。)。

(2)自らの研究機関において保有している既存試料・情報を研究に用いる場合

研究者等は、次のア又はイの手続を行わなければならない。

ア試料を用いる研究

研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、 文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、9.6.5.の規定による説明事項 について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた 同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、次に掲げる(7)から(エ)までの

- いずれかの場合に該当するときには、当該手続を行うことを要しない。
- (ア)当該既存試料・情報の全てが次に掲げるいずれかの要件に該当するとき
 - ① 当該既存試料が、既に特定の個人を識別することができない状態にあるときは、当該 既存試料を用いることにより個人情報が取得されることがないこと
 - ② 当該研究に用いられる情報が、仮名加工情報(既に作成されているものに限る。)であること
 - ③ 当該研究に用いられる情報が、匿名加工情報であること
 - ④ 当該研究に用いられる情報が、個人関連情報であること
- (イ) (ア)に該当せず、かつ、インフォームド・コンセントを受けることが困難な場合であって、次に掲げる①又は②のいずれかの要件を満たしているとき
 - ①研究対象者等に 9.6.6.①から③まで及び⑦から⑩までの事項を通知した上で適切な同意を受けているとき②当該既存試料・情報の取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究に係る研究対象者等の同意のみが与えられているときであって、次に掲げる全ての要件を満たしているとき
- (i) 当該研究の実施について、9.6.6.①から③まで、⑦及び⑧の事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
- (ii) その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること
- (ウ) (ア)に該当せず、かつ、当該既存試料・情報の取得時に5 ②に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しているとき
- (エ) (ア)から(ウ)までのいずれにも該当せず、かつ、次に掲げる①から③までの全ての要件 を満たしているとき
- ① 当該既存試料を用いなければ研究の実施が困難である場合であって、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること
- (i) 学術研究機関等に該当する研究機関が学術研究目的で当該既存試料・情報を取り扱う 必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
- (ii) 当該研究を実施しようとすることに特段の理由がある場合であって、研究対象者等からインフォームド・コンセント及び適切な同意を受けることが困難であること
 - ②当該研究の実施について、9.6.6.①から③まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
 - ③当該研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること
- イ試料を用いない研究

研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しない。ただし、インフォームド・コンセントを受けない場合には、次に掲げる(ア)から(エ)までのいずれかの場合に該当していなければならない。

- (ア)当該研究に用いられる情報が仮名加工情報(既に作成されているものに限る。)、匿名加工情報又は個人関連情報であること
- (イ) (ア)に該当せず、かつ、当該研究に用いられる情報の取得時に当該研究における利用が 明示されていない別の研究に係る研究対象者等の同意のみが与えられている場合であっ て、次に掲げる全ての要件を満たしていること
 - ①当該研究の実施について、9.6.6.①から③まで、⑦及び⑧の事項を研究対象者等に通知 し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
 - ②その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること
- (ウ)(ア)に該当せず、かつ、当該研究に用いる情報の取得時に9.6.5.②に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障していること
- (エ) (ア)から(か)までのいずれにも該当せず、かつ、研究対象者等に 9.6.6.①から③まで及び ⑦から⑩までの事項を通知した上で適切な同意を受けていること又は次に掲げる①から ③までに掲げる全ての要件を満たしていること
- ① 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること
- (i) 当該研究に用いられる情報が仮名加工情報(既に作成されているものを除く。) であること
- (ii) 学術研究機関等に該当する研究機関が学術研究目的で当該研究に用いられる情報を 取り扱う必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがない こと
- (iii) 当該研究を実施しようとすることに特段の理由がある場合であって、研究対象者等から適切な同意を受けることが困難であること
 - ②当該研究の実施について、9.6.6.①から③まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
 - ③当該研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること
- (3)他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合

他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、次のア又はイの手続を行わなければならない。

ア 既存の試料及び要配慮個人情報を提供しようとする場合

必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、9.6.5.の規定による説明事項(当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供する旨を含む。)について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって、次に掲げる(ア)から(ウ)までのいずれかの場合に該当するときは、当該手続を行うことを要しない。

- (ア) 既存試料のみを提供し、かつ、当該既存試料を特定の個人を識別することができない 状態で提供する場合であって、当該既存試料の提供先となる研究機関において当該既存試 料を用いることにより個人情報が取得されることがないとき
- (イ) (ア)に該当せず、かつ、当該既存の試料及び要配慮個人情報の取得時に 9.6.5.②に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容(提供先等を含む。)が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しているとき(ウ) (ア)又は(イ)に該当せず、かつ、当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供することについて、研究対象者等に 9.6.6.①から⑥まで及び⑨から⑪までの事項を通知した上で適切な同意を受けているとき又は次に掲げる①から③までの全ての要件を満たしているとき
- ① 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること (既存試料を提供する必要がある場合にあっては、当該既存試料を用いなければ研究の実施が困難である場合に限る。)
- (i) 学術研究機関等に該当する研究機関が当該既存の試料及び要配慮個人情報を学術研究目的で共同研究機関に提供する必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
- (ii) 学術研究機関等に該当する研究機関に当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供しようとする場合であって、当該研究機関が学術研究目的で取り扱う必要があり、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
- (iii) 当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供することに特段の理由がある場合であって、研究対象者等から適切な同意を受けることが困難であること
- ②当該既存の試料及び要配慮個人情報を他の研究機関へ提供することについて、9.6.6. ① から⑥まで及び⑨から⑪までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
- ③ 当該既存の試料及び要配慮個人情報が提供されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

イ

ア以外の場合

研究に用いられる情報(要配慮個人情報を除く。)の提供を行うときは、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場

合には原則として適切な同意を受けなければならない。ただし、次の(7)から(エ)までのいずれかの要件に該当するときは、当該手続を行うことを要しない。

- (ア)当該研究に用いられる情報が、個人関連情報である場合であって、次に掲げる①又は② のいずれかの場合に該当するとき
- ① 提供先となる研究機関が、当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定されないとき
- ② 提供先となる研究機関が、当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合であって、次に掲げるいずれかの場合に該当するとき
- (i) $r(\mathfrak{h})$ ①(i)から(iii)までの規定中「試料及び要配慮個人情報」とあるのを、「個人関連情報」と読み替えた場合における $r(\mathfrak{h})$ ①(i)から(iii)までに掲げるいずれかを満たしていること
- (ii) 提供先となる研究機関において研究対象者等の適切な同意が得られていることを当該研究に用いられる情報の提供を行う者が確認していること
- (イ)適切な同意を受けることが困難な場合であって、当該研究に用いられる情報が匿名加工情報であるとき
- (ウ) (ア)又は(イ)に該当せず、かつ、当該研究に用いられる情報の取得時に 9.6.5.②に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容(提供先等を含む。)が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しているとき(エ) (ア)から(ウ)までのいずれにも該当せず、かつ、適切な同意を受けることが困難な場合であって、(T)0①から③までの規定中「試料及び要配慮個人情報」とあるのを、「研究に用いられる情報」と読み替えた場合における(T)0)のから③までに掲げる全ての要件を満たしているとき

(4)既存試料・情報の提供のみを行う者等の手続

既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3)の手続きに加えて、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

ア 既存試料・情報の提供のみを行う者が所属する機関の長(院長)は、既存試料・情報の提供が適正に行われることを確保するために必要な体制及び規程(試料・情報の取扱いに関する事項を含む。)を整備すること

イ 既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3)ア(7)又はイ(7)①、(2)(i)若しくは(4) により既存試料・情報の提供を行う場合、その提供について院長に報告すること

ウ 既存試料・情報の提供のみを行う者は、(3)ア(イ)若しくは(ウ)又はイ(ア)②(ii)、(ウ)若しくは(x) により既存試料・情報を提供しようとするときは、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、

院長の許可を得ていること

エ 既存試料・情報の提供のみを行う者が(3)ア(4)若しくは(ウ)又はイ(ウ)若しくは(エ)により既存試料・情報の提供を行う場合には、所属機関の長は、当該既存試料・情報の提供に関する情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置かれることを確保すること

- (5)(3)の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合
- (3)の手続きに基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合、研究者等は、次のア及びイの手続を行わなければならない。
 - ア 研究者等は、次に掲げる全ての事項を確認すること
 - (ア) 当該既存試料・情報に関するインフォームド・コンセントの内容又は(3)の規定による当該既存試料・情報の提供に当たって講じた措置の内容
 - (4) 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関の名称、住所及びその長の氏名
 - (ウ) 当該既存試料・情報の提供を行った他の機関による当該既存試料・情報の取得の経緯 イ 既存試料・情報の提供を受ける場合((3)ア(ア)又はイ(ア)①若しくは(イ)に該当する場合を除 く。) であって、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること
 - (ア) (3)イ(ア)②に該当することにより、既存の個人関連情報の提供を受けて研究を行う場合には、(2)イの規定に準じた手続を行うこと
 - (イ)(3)ア(イ)若しくは(ウ)又はイ(ウ)若しくは(エ)に該当することにより、特定の個人を識別することができる既存試料・情報の提供を受けて研究しようとする場合には、9.6.6. ①から③まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、かつ研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること
- (6) 外国にある者へ試料・情報を提供する場合の取扱い

ア 外国にある者(個人情報保護法施行規則第 16 条に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下ア及びイにおいて同じ。)に対し、試料・情報を提供する場合(当該試料・情報の取扱いの全部又は一部を外国にある者に委託する場合を含む。)は、当該者に対し試料・情報を提供することについて、あらかじめ、イに掲げる全ての情報を当該研究対象者等に提供した上で、研究対象者等の適切な同意を受けなければならない。ただし、次に掲げる(ア)から(か)までのいずれかの場合に該当するときは、この限りでない。

- (ア) 提供する試料・情報の全てが次に掲げる①又は②のいずれかの場合に該当するとき
 - ① 当該試料・情報(②に該当する研究に用いられる情報を除く。)の全てが次に掲げるいずれかの要件に該当し、当該試料・情報の提供について、当該試料・情報の提供を行う機関の長に報告すること
 - (i) 適切な同意を受けることが困難な場合であって、提供しようとする試料が特定の個人 を識別することができない状態にあり、提供先となる研究機関において当該試料を用いる

ことにより個人情報が取得されることがないこと(ii) 適切な同意を受けることが困難な場合であって、提供しようとする研究に用いられる情報が匿名加工情報であること

- (iii) 提供しようとする研究に用いられる情報が、個人関連情報(提供先となる研究機関が 当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合を除く。) であること
- ② 提供しようとする研究に用いられる情報が個人関連情報(提供先となる研究機関が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当し又は提供先となる研究機関において同意が得られていることを当該個人関連情報の提供を行う者が確認し、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、当該個人関連情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること
- (i) 学術研究機関等に該当する研究機関が当該個人関連情報を学術研究目的で共同研究機関である外国にある者に提供する必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
- (ii) 学術研究機関等に該当する外国にある者に当該個人関連情報を提供する場合であって、提供先となる研究機関が学術研究目的で取り扱う必要があり、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと
- (iii) 当該個人関連情報を提供することに特段の理由がある場合であって、提供先において 研究対象者等の適切な同意を取得することが困難であること
- (4)(1)イ(4)②(i)ただし書きの規定により要配慮個人情報を新たに取得して、当該要配慮個人情報を外国にある者に提供する場合であって、次に掲げる全ての要件を満たしていることについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で、試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ているとき
- ① 適切な同意を受けることが困難であること
- ② (ア)②(i)から(iii)までの規定中「個人関連情報」とあるのを、「要配慮個人情報」と読み替えた場合に、(ア)②(i)から(iii)までに掲げるいずれかの要件に該当すること
- ③ 9.6.8.(1)に掲げる要件を全て満たし、9.6.8.(2)の規定による適切な措置を講ずること
- ④ イに掲げる全ての情報を研究対象者等に提供すること
- (ウ) 適切な同意を受けることが困難な場合であって、(ア)又は(イ)に該当しないときに、次に掲げる全ての要件を満たしていることについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で、試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ているとき
- ① (ア)②(i)から(iii)までの規定中「個人関連情報」とあるのを、「試料・情報」と読み替えた場合に(ア)②(i)から(iii)までに掲げるいずれかの要件を満たしていること
 - ②当該研究の実施及び当該試料・情報の海外にある者への提供について、あらかじめ、イに掲げる全ての情報並びに 9.6.6.①から⑥まで、⑨及び⑩までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること
 - ③当該試料・情報が提供されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

イ外国にある者に対し、試料・情報を提供する者が、アの規定において、研究対象者等に提供しなければならない情報は以下のとおりとする。

- ① 当該外国の名称
- ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- ③ 当該者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

ウ外国にある者(個人情報保護法施行規則第 16 条に定める基準に適合する体制を整備している者に限る。)に対し、試料・情報を提供する者は、研究対象者等の適切な同意を受けずに当該者に試料・情報を提供した場合には、個人情報の取扱いについて、個人情報保護法第 28 条第 3 項で求めている必要な措置を講ずるとともに、研究対象者等の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該研究対象者等に提供しなければならない。

9.6.2. 電磁的方法によるインフォームド・コンセントの取得

研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者は、次に掲げる全ての事項に配慮した上で、 9.6.1.における文書によるインフォームド・コンセントに代えて、電磁的方法によりインフ ォームド・コンセントを受けることができる。

- ①研究対象者等に対し、本人確認を適切に行うこと
- ②研究対象者等が説明内容に関する質問をする機会を確保し、かつ、当該質問に十分に答えること
- ③インフォームド・コンセントを受けた後も 9.6.5.の規定による説明事項を含めた同意事項を容易に閲覧できるようにし、特に研究対象者等が求める場合には文書を交付すること

9.6.3. 試料・情報の提供に関する記録

(1)試料・情報の提供を行う場合

研究責任者又は試料・情報の提供のみを行う者は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録に係る当該試料・情報の提供を行った日から3年を経過した日までの期間保管しなければならない。なお、研究協力機関においては、試料・情報の提供のみを行う者は、その提供について、当該研究協力機関の長(院長)に報告しなければならない。

(2)試料・情報の提供を受ける場合

他の研究機関等から試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。

研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、当該研究の終了について報告された日から 5年を経過した日までの期間保管しなければならない。

9.6.4. 研究計画書の変更

研究者等は、研究計画書を変更して研究を実施しようとする場合には、変更箇所について、

原則として改めて 9.6.1.の規定によるインフォームド・コンセントの手続等を行わなければ ならない。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて院長の許可を受けた場合には、当該許可 に係る変更箇所については、この限りでない。

9.6.5. 説明事項

インフォームド・コンセントを受ける際に研究対象者等に対し説明すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて院長が許可した事項については、この限りでない。

- ①研究の名称及び当該研究の実施について院長の許可を受けている旨
- ②当該研究対象者に係る研究協力機関の名称、既存試料・情報の提供のみを行う者の氏名 及び所属する機関の名称並びに全ての研究責任者の氏名及び研究機関の名称
- ③研究の目的及び意義
- ④研究の方法 (研究対象者から取得された試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。) 及び 期間
- ⑤研究対象者として選定された理由
- ⑥研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益
- ⑦研究が実施又は継続されることに同意した場合であっても随時これを撤回できる旨(研究対象者等からの撤回の内容に従った措置を講ずることが困難となる場合があるときは、 その旨及びその理由を含む。)
- ⑧研究が実施又は継続されることに同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けない旨
- ⑨研究に関する情報公開の方法
- ⑩研究対象者等の求めに応じて、他の研究対象者等の個人情報等の保護及び当該研究の独 創性の確保に支障がない範囲内で研究計画書及び研究の方法に関する資料を入手又は閲 覧できる旨並びにその入手又は閲覧の方法
- ⑩個人情報等の取扱い(加工する場合にはその方法、仮名加工情報又は匿名加工情報を作成する場合にはその旨を含む。)
- 迎試料・情報の保管及び廃棄の方法
- ⑬研究の資金源その他の研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益その他の研究者 等の研究に係る利益相反に関する状況
- (A)研究により得られた結果等の取扱い
- ⑤研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応(遺伝カウンセリングを含む。)
- (I6) 外国にある者に対して試料・情報を提供する場合には、9.6.1.(6)イに規定する情報
- ⑪研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
- ®通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、他の治療方法等に関する事項
- ⑩通常の診療を超える医療行為を伴う研究の場合には、研究対象者への研究実施後におけ

- る医療の提供に関する対応
- ②侵襲を伴う研究の場合には、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及び その内容
- ②研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨、同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される研究及び提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法
- ②侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものの場合には、研究対象者の秘密が保全されることを前提として、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者並びに倫理審査委員会が、必要な範囲内において当該研究対象者に関する試料・情報を閲覧する旨
- 9.6.6. 研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置くべき事項 9.6.1.の規定において、研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に 置くべき事項は以下のとおりとする。
 - ①試料・情報の利用目的及び利用方法(他の機関へ提供される場合はその方法を含む。)
 - ②利用し、又は提供する試料・情報の項目
 - ③ 利用又は提供を開始する予定日
 - ④試料・情報の提供を行う機関の名称及びその長の氏名
 - ⑤提供する試料・情報の取得の方法
 - ⑥提供する試料・情報を用いる研究に係る研究責任者(多機関共同研究にあっては、研究 代表者)の氏名及び当該者が所属する研究機関の名称
 - ⑦利用する者の範囲
 - ⑧試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称
 - ⑨研究対象者等の求めに応じて、研究対象者が識別される試料・情報の利用又は他の研究 機関への提供を停止する旨
 - ⑩⑨の研究対象者等の求めを受け付ける方法
 - ⑪ 外国にある者に対して試料・情報を提供する場合には、9.6.1.(6)イに規定する情報
- 9.6.7. 研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じている状況における研究の取扱い研究者等は、あらかじめ研究計画書に定めるところにより、次に掲げる全ての要件に該当すると判断したときは、研究対象者等の同意を受けずに研究を実施することができる。ただし、当該研究を実施した場合には、速やかに、9.6.5.の規定による説明事項を記載した文書又は電磁的方法によりインフォームド・コンセントの手続を行わなければならない。
 - ①研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じていること

- ②介入を行う研究の場合には、通常の診療では十分な効果が期待できず、研究の実施により研究対象者の生命の危機が回避できる可能性が十分にあると認められること
- ③研究の実施に伴って研究対象者に生じる負担及びリスクが必要最小限のものであること
- ④代諾者又は代諾者となるべき者と直ちに連絡を取ることができないこと

9.6.8. インフォームド・コンセントの手続等の簡略化

- 9.6.1.又は 9.6.4.の規定において、次の(1)①から④までに掲げる要件を全て満たし、(2)①から③までに掲げる措置を講ずる合には、1又は4の規定に基づきインフォームド・コンセントの手続等の簡略化を行うことができる。
- (1)研究者等は、次に掲げる全ての要件に該当する研究を実施しようとする場合には、当該研究の実施について院長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより 9.6.1.及び 9.6.4.に 規定されているとおり手続の一部を簡略化することができる。
 - ①研究の実施に侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴わないこと
 - ②9.6.1.及び 9.6.4.の規定による手続を簡略化することが、研究対象者の不利益とならないこと
 - ③9.6.1.及び 9.6.4.の規定による手続を簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねること
 - ④社会的に重要性が高い研究と認められるものであること (9.6.1.(6)ア(イ)に基づき外国にある者へ試料・情報を提供する場合に限る。)
- (2)研究者等は、(1)の規定により手続が簡略化される場合には、次に掲げるもののうち適切な措置を講じなければならない
 - ①研究対象者等が含まれる集団に対し、試料・情報の取得及び利用の目的及び内容(方法を含む。)について広報すること
 - ②研究対象者等に対し、速やかに、事後的説明(集団に対するものを含む。)を行うこと
 - ③長期間にわたって継続的に試料・情報が取得され、又は利用される場合には、社会に対し、その実情を当該試料・情報の取得又は利用の目的及び方法を含めて広報し、社会に周知されるよう努めること

9.6.9.同意の撤回等

研究者等は、研究対象者等から次に掲げるいずれかに該当する同意の撤回又は拒否があった場合には、遅滞なく、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講ずるとともに、その旨を当該研究対象者等に説明しなければならない。ただし、当該措置を講ずることが困難な場合であって、当該措置を講じないことについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で院長が許可したときは、この限りでない。この場合において、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講じない旨及びその理由について、研究者等が研究対象者等に説明し、理解を得るよう努

- めなければならない。
 - ①研究が実施又は継続されることに関して与えた同意の全部又は一部の撤回
 - ②研究について通知され、又は容易に知り得る状態に置かれた情報に基づく、当該研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否(9.7.1.(1)イ(ア)②の拒否を含む。)
 - ③9.6.7.の規定によるインフォームド・コンセントの手続における、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否
 - ④代諾者が同意を与えた研究について、研究対象者からのインフォームド・コンセントの 手続における、当該研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否
- 9.7. 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等
 - 9.7.1. 代諾の要件等
 - (1)研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、9.7.の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。
 - ア 研究計画書に次に掲げる全ての事項が記載されていること
 - ①代諾者等の選定方針
 - ②代諾者等への説明事項(イケ)又は(イ)に該当する者を研究対象者とする場合には、当該者を研究対象者とすることが必要な説明を含む。)
 - イ 研究対象者が次に掲げる(ア)から(ウ)までのいずれかの場合に該当していること
 - (7)未成年者であること。ただし、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は 16 歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断される場合であって、次に掲げる全ての事項が研究計画書に記載され、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴き、院長の許可を受けたときは、代諾者ではなく当該研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるものとする
 - ①研究の実施に侵襲を伴わない旨
 - ②研究の目的及び試料・情報の取扱いを含む研究の実施についての情報を親権者又は未成 年後見人等が容易に知り得る状態に置き、当該研究が実施又は継続されることについて、 当該者が拒否できる機会を保障する旨
 - (4)成年であって、インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される 者であること
 - (f)死者であること。ただし、研究を実施されることが、その生前における明示的な意思に反 している場合を除く
 - (2)研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、9.7.の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、(1)ア①の選定方針に従って代諾者等を選定し、当該代諾者等に対して、9.6.5.の規定による説明事項に加えて(1)ア②に規定する説明事項を説明しなければならない。

(3)研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は 16 歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断されるときには、当該研究対象者からもインフォームド・コンセントを受けなければならない。

9.7.2. インフォームド・アセントを得る場合の手続等

- (1)研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が研究を実施されることについて自らの意向を表することができると判断されるときには、インフォームド・アセントを得るよう努めなければならない。ただし、9.7.1.(3)の規定により研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるときは、この限りでない。
- (2)研究責任者は、(1)の規定によるインフォームド・アセントの手続を行うことが予測される研究を実施しようとする場合には、あらかじめ研究対象者への説明事項及び説明方法を研究計画書に記載しなければならない。
- (3)研究者等及び既存試料・情報の提供のみを行う者は、(1)の規定によるインフォームド・アセントの手続において、研究対象者が、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否の意向を表した場合には、その意向を尊重するよう努めなければならない。ただし、当該研究を実施又は継続することにより研究対象者に直接の健康上の利益が期待され、かつ、代諾者がそれに同意するときは、この限りでない。

9.8. 研究により得られた結果等の取扱い

- 9.8.1. 研究により得られた結果等の説明に係る手続等
- (1)研究責任者は、実施しようとする研究及び当該研究により得られる結果等の特性を踏まえ、当該研究により得られる結果等の研究対象者への説明方針を定め、研究計画書に記載しなければならない。当該方針を定める際には、次に掲げる全ての事項について考慮する必要がある。
 - ア 当該結果等が研究対象者の健康状態等を評価するための情報として、その精度や確実性が十分であるか
 - イ 当該結果等が研究対象者の健康等にとって重要な事実であるか
 - ウ 当該結果等の説明が研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす可能性があるか
- (2)研究者等は、研究対象者等からインフォームド・コンセントを受ける際には、(1)における研究により得られた結果等の説明に関する方針を説明し、理解を得なければならない。その上で、研究対象者等が当該研究により得られた結果等の説明を希望しない場合には、その意思を尊重しなければならない。ただし、研究者等は、研究対象者等が研究により得られた結果等の説明を希望していない場合であっても、その結果等が研究対象者、研究対象者の血縁者等の生命に重大な影響を与えることが判明し、かつ、有効な対処方法があるときは、研究

責任者に報告しなければならない。

- (3)研究責任者は、(2)の規定により報告を受けた場合には、研究対象者等への説明に関して、説明の可否、方法及び内容について次の観点を含めて考慮し、倫理審査委員会の意見を求めなければならない。
 - ①研究対象者及び研究対象者の血縁者等の生命に及ぼす影響
 - ②有効な治療法の有無と研究対象者の健康状態
 - ③研究対象者の血縁者等が同一の疾患等に罹患している可能性
 - ④インフォームド・コンセントに際しての研究結果等の説明に関する内容
- (4)研究者等は、(3)における倫理審査委員会の意見を踏まえ、研究対象者等に対し、十分な説明を行った上で、当該研究対象者等の意向を確認し、なお説明を希望しない場合には、説明してはならない。
- (5)研究者等は、研究対象者等の同意がない場合には、研究対象者の研究により得られた結果等を研究対象者等以外の人に対し、原則として説明してはならない。ただし、研究対象者の血縁者等が、研究により得られた結果等の説明を希望する場合であって、研究責任者が、その説明を求める理由と必要性を踏まえ説明することの可否について倫理審査委員会の意見を聴いた上で、必要と判断したときはこの限りでない。

9.8.2. 研究に係る相談実施体制等

研究責任者は、研究により得られた結果等を取り扱う場合、その結果等の特性を踏まえ、 医学的又は精神的な影響等を十分考慮し、研究対象者等が当該研究に係る相談を適宜行う ことができる体制を整備しなければならない。また、研究責任者は、体制を整備する中で診 療を担当する医師と緊密な連携を行うことが重要であり、遺伝情報を取り扱う場合にあっ ては、遺伝カウンセリングを実施する者や遺伝医療の専門家との連携が確保できるよう努 めなければならない。

9.9. 研究の信頼性確保

- 9.9.1. 研究の倫理的妥当性及び科学的合理性の確保等
- (1)研究者等は、研究の倫理的妥当性又は科学的合理性を損なう又はそのおそれがある事実を知り、又は情報を得た場合((2)に該当する場合を除く。)には、速やかに研究責任者に報告しなければならない。
- (2)研究者等は、研究の実施の適正性又は研究結果の信頼を損なう又はそのおそれがある事実を知り、又は情報を得た場合には、速やかに研究責任者又は院長に報告しなければならない。
- (3)研究者等は、研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに院長及び研究責任者に報告しなければならない。

9.9.2. 研究の進捗状況の管理・監督及び有害事象等の把握・報告

具体的な手順及び使用する様式等は「7. 実施中に提出する書類」参照のこと。

- (1)研究責任者は、研究の実施に係る必要な情報を取得するなど、研究の適正な実施及び研究結果の信頼性の確保に努めなければならない。
- (2)研究責任者は、9.9.1.(1)による報告を受けた場合であって、研究の継続に影響を与えると考えられるものを得た場合((3)に該当する場合を除く。)には、遅滞なく、院長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更しなければならない。
- (3)研究責任者は、9.9.1.(2)又は(3)による報告を受けた場合には、速やかに院長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画書を変更しなければならない。
- (4)研究責任者は、研究の実施において、当該研究により期待される利益よりも予測されるリスクが高いと判断される場合又は当該研究により十分な成果が得られた若しくは十分な成果が得られないと判断される場合には、当該研究を中止しなければならない。
- (5)研究責任者は、研究計画書に定めるところにより、研究の進捗状況及び研究の実施に伴う有害事象の発生状況を倫理審査委員会及び院長に報告しなければならない。
- (6)研究責任者は、多機関共同研究を実施する場合には、共同研究機関の研究責任者に対し、 当該研究に関連する必要な情報を共有しなければならない。
- (7)院長は、9.9.1. (2)若しくは(3)又は 9.9.2.(2)若しくは(3)の規定による報告を受けた場合には、必要に応じて、倫理審査委員会の意見を聴き、速やかに研究の中止、原因究明等の適切な対応を取らなければならない。この場合、倫理審査委員会が意見を述べる前においては、必要に応じ、研究責任者に対し、研究の停止又は暫定的な措置を講ずるよう指示しなければならない。

9.9.3. 大臣への報告等

(1)院長は、当院実施している又は過去に実施した研究について、指針に適合していないことを知った場合 (9.9.1.(2)若しくは(3)又は 9.9.2.(2)若しくは(3)の規定による報告を含む。)には、速やかに倫理審査委員会の意見を聴き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を厚生労働大臣(文部科学省の所管する研究機関にあっては文部科学大臣及び厚生労働大臣。経済産業省の所管する研究機関にあっては厚生労働大臣及び経済産業大臣。以下単に「大臣」という。)に報告し、公表しなければならない。(2)院長は、当院における研究が指針に適合していることについて、大臣又はその委託を受けた者(以下「大臣等」という。)が実施する調査に協力しなければならない。

9.10. 利益相反の管理

(1)研究者等は、研究を実施するときは、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、その状況を研究責任者に報告し、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

(2)研究責任者は、医薬品又は医療機器の有効性又は安全性に関する研究等、商業活動に関連 し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反に関する状況を把握し、研究計画 書に記載しなければならない。

(3)研究者等は、(2)の規定により研究計画書に記載された利益相反に関する状況を、9.6.1.に規定するインフォームド・コンセントを受ける手続において研究対象者等に説明しなければならない。

9.11. 研究に係る試料及び情報等の保管

- (1)研究者等は、研究に用いられる情報及び試料・情報に係る資料(試料・情報の提供に関する記録を含む。以下「情報等」という。)を正確なものにしなければならない。
- (2)研究責任者は、試料及び情報等を保管するときは、(3)の規定による手順書に基づき、研究計画書にその方法を記載するとともに、研究者等が情報等を正確なものにするよう指導・管理し、試料及び情報等の漏えい、混交、盗難又は紛失等が起こらないよう必要な管理を行わなければならない。
- (3)院長は、試料及び情報等の保管に関する手順書を作成し、当該手順書に従って、院長が実施を許可した研究に係る試料及び情報等が適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。
- (4)研究責任者は、(3)の規定による手順書に従って、(2)の規定による管理の状況について院長に報告しなければならない。
- (5)院長は、当院において保管する情報等について、可能な限り長期間保管されるよう努めなければならず、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。また、仮名加工情報及び削除情報等(個人情報保護法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元できるものに限る。)並びに匿名加工情報及び加工方法等情報の保管(削除情報等又は加工方法等情報については、これらの情報を破棄する場合を除く。)についても同様とする。また、試料・情報の提供に関する記録について、試料・情報を提供する場合は提供を行った日から3年を経過した日までの期間、試料・情報の提供を受ける場合は当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。

(6)院長は、試料及び情報等を廃棄する場合には、特定の個人を識別することができないようにするための適切な措置が講じられるよう必要な監督を行わなければならない。

9.12. モニタリング及び監査

- (1)研究責任者は、研究の信頼性の確保に努めなければならず、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、当該研究の実施について院長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。
- (2)研究責任者は、当該研究の実施について院長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより適切にモニタリング及び監査が行われるよう、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者に対して必要な指導・管理を行わなければならない。
- (3)研究責任者は、監査の対象となる研究の実施に携わる者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。
- (4)モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究責任者に報告しなければならない。また、監査に従事する者は、当該監査の結果を研究責任者及び院長に報告しなければならない。
- (5)モニタリングに従事する者及び監査に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。
- (6)院長は、(1)の規定によるモニタリング及び監査の実施に協力するとともに、当該実施に必要な措置を講じなければならない。

10. 研究における安全性情報の取り扱い

10.1. 目的

本項では、重篤な有害事象などの安全性情報の取り扱いに関する手順を定める。

10.2. 研究者等の対応

研究者等は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、本手順書等に従い、研究対象者等への説明等、必要な措置を講ずるとともに、速やかに研究責任者に報告しなければならない。

10.3. 研究責任者の対応

- (1)研究責任者は、侵襲を伴う研究を実施しようとする場合には、あらかじめ、研究計画書に 重篤な有害事象が発生した際に研究者等が実施すべき事項に関する手順を記載し、当該手順 に従って適正かつ円滑に対応が行われるよう必要な措置を講じなければならない。
- (2)研究責任者は、研究に係る試料・情報の取得を研究協力機関に依頼した場合であって、研究対象者に重篤な有害事象が発生した場合には、速やかな報告を受けなければならない。
- (3)研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、当該重篤な有害事象や研究の継続等について倫理委員会に意見を聴いた上で、その旨を院長に報告するとともに、(1)及び手順書等に従い、適切な対応を図らなければならな

い。また、速やかに当該研究の実施に携わる研究者等に対して、当該有害事象の発生に係る 情報を共有しなければならない。

- (4)研究代表者は、多機関共同研究で実施する侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに当該研究を実施する共同研究機関の研究責任者に対して、 (3)の対応を含む当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。
- (5)侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものの実施において予測できない重篤な有害事象が発生し、当該研究との直接の因果関係が否定できない場合には、研究責任者は院長に報告した上で、速やかに、(2)及び(3)の規定による対応の状況及び結果を大臣(厚生労働大臣に限る。)に報告し、公表しなければならない。

10.4. 安全性情報の報告手順

10.4.1. 当院で発生した重篤な有害事象に関する報告

(1)研究責任者は、研究において重篤な有害事象が発生した場合、原則として当院所定の様式を用いて報告書を作成し、当該重篤な有害事象について遅滞なく倫理委員会及び院長に報告する。

(2)研究責任者は、初回報告書の提出後、新たに報告すべき追加情報が得られた場合は、初回報告時と同様に原則として当院所定の様式を用いて報告する。

10.4.2. 当院以外の共同研究機関で発生した重篤な有害事象の報告

研究責任者は、多機関施設共同研究において当院以外の共同研究機関で発生した重篤な有害事象の情報を得た場合、遅滞なく倫理委員会及び院長へ報告する。

10.5. 重篤な有害事象の当局報告

重篤な有害事象等が発生した場合には、指針の規定に基づいて行う報告のほか、関連法規に従って適切に報告を行う。

11. 研究に関する個人情報保護

11.1. 目的

本項では、当院における研究に係る個人情報保護の責務に関して、研究者等が実施すべき 事項を定める。

11.2. 個人情報等の保護等

11.2.1. 個人情報等の取扱い

(1)研究者等及び院長は、個人情報の不適正な取得及び利用の禁止、正確性の確保等、安全管理措置、漏えい等の報告、開示等請求への対応などを含め、個人情報等の取扱いに関して、指針の規定のほか、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者や行政機関等に適用され

る規律、条例等を遵守しなければならない。

2 試料の取扱い

研究者等及び院長は、試料の取扱いに関して、この指針の規定を遵守するほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 死者の試料・情報の取扱い

研究者等及び院長は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を識別することができる試料・情報に関しても、この指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

12. その他

12.1. 経過措置

- (1)この手順書の施行の際、現に改訂前の旧手順書の規定により実施中の研究については、個人情報保護関連法令及びガイドラインの規定が遵守される場合に限り、なお従前の例によることができるものとする。
- (2)この手順書の施行前において、現に改訂前の旧手順書の規定により実施中の研究について、研究者等及び院長が、この手順書の規定により研究を実施し又は倫理委員会を運営することを妨げないものとする。

以上

附則:

1. 本手順書は、倫理委員会(平成 29 年 6 月 28 日)の承認を得て院長の決裁日を施行日とし、平成 29 年 5 月 30 日から適用する。

附則:

本手順書は、平成30年2月1日から施行する。

附則:

本手順書は、平成30年4月1日から施行する。

附則:

本手順書は、平成30年7月1日から施行する。

附則:

本手順書は、平成30年8月1日から施行する。

附目II·

本手順書は、平成30年10月1日から施行する。

附則:

本手順書は、平成30年11月1日から施行する。

附則:

本手順書は、平成 31年 4月 1日から施行する。

附則:

本手順書は、令和元年 7月 1日から施行する。

附則:

本手順書は、令和2年10月1日から施行する。

附則:

本手順書は、令和3年6月30日から施行する。

附則:

本手順書は、令和3年10月1日から施行する。

附則:

本手順書は、令和4年10月1日から施行する。

附則:

本手順書は、令和6年8月1日から施行する。

附則:

本手順書は、令和6年10月1日から施行する。